

議案第 28 号

財産（大字寺戸財産区有財産）の処分について

別記財産を処分する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年条例第 12 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

向日市長 安 田 守

## 別 記

### 1 処 分 財 産

向日市寺戸町芝山1番1	山林	4,987.49 m <sup>2</sup>
向日市寺戸町芝山3番1	山林	22,561.06 m <sup>2</sup>
向日市寺戸町芝山2番4	畑	1,194.47 m <sup>2</sup>
	計	28,743.02 m <sup>2</sup>

2 処 分 価 格      113,882,794円

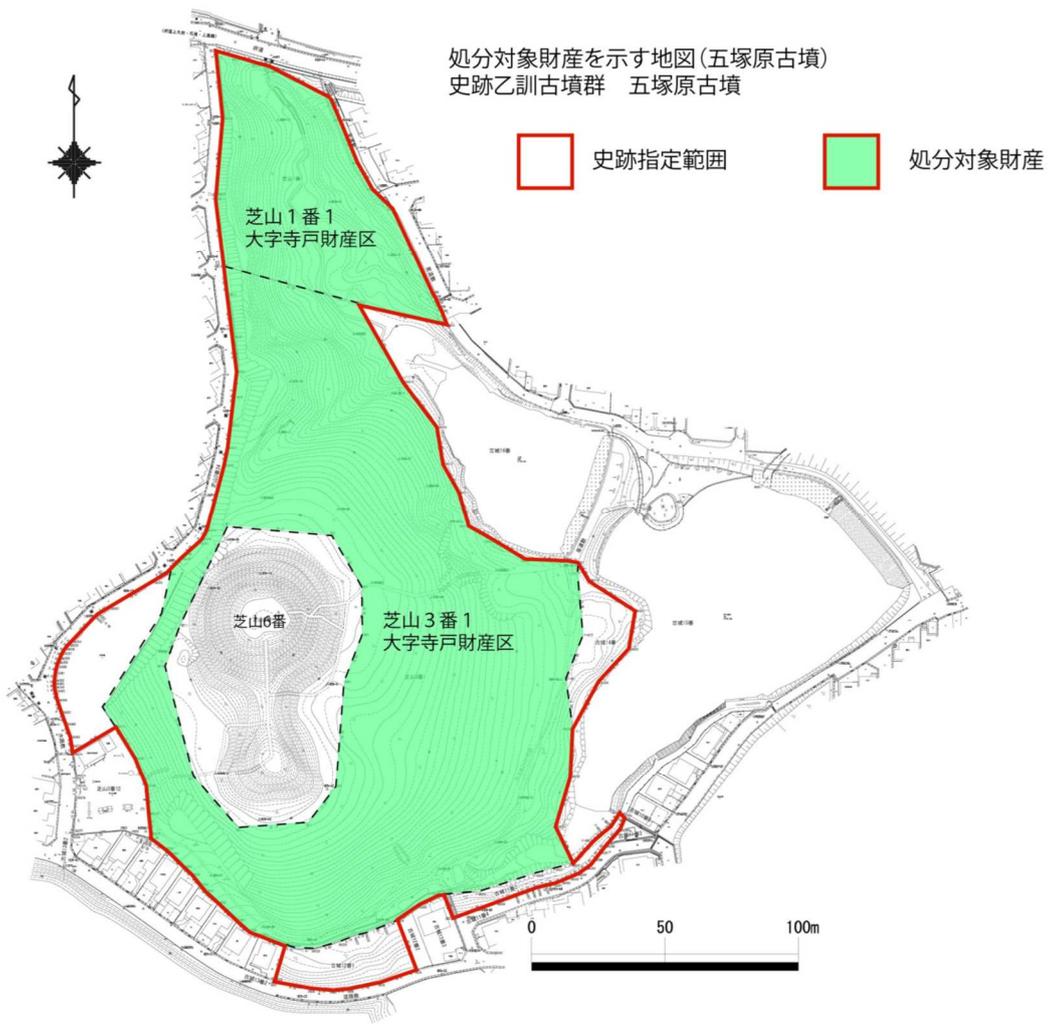
3 処 分 時 期      令和2年3月

4 処 分 方 法      売払い

5 処分の相手方      向日市寺戸町中野20番地

向日市長 安 田 守

処分対象財産を示す地図(五塚原古墳)  
史跡乙訓古墳群 五塚原古墳



処分対象財産を示す地図(寺戸大塚古墳)  
史跡乙訓古墳群 寺戸大塚古墳

